

鳥取県告示第229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年5月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成25年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Cheerful鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

松本 伸司

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市若葉台北四丁目22-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主に鳥取県内の人々に対して、バドミントンチーム「Cheerful鳥取」の運営を通じて、バドミントンを中心としたスポーツの普及及び育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。